

4月1日  
オープン

## 下野市地域活動支援センターゆうがお 下野市障がい者相談支援センター

～障がいをおもちの方やそのご家族を支援する施設です。まずはお気軽にご相談ください。～

### 地域活動支援センターとは…

地域で暮らす精神障がいをもつ方に、創作活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活の安定と継続を支援します。さらに社会との交流を広げることを目的とした通所の施設です。

【下野市地域活動支援センターゆうがお】

開所日時：月～土曜日、午前9時～午後4時

電話番号：53-4621

### 障がい者相談支援センターとは…

障がい(身体・知的・精神)のある方やその家族、または障がいのある方の生活を支援している地域の皆さんの相談窓口です。障がいをもった方が地域で安心して自分らしい生活ができるよう、様々な支援をします。

【下野市障がい者相談支援センター】

開所日時：月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分

電話番号：51-2771

一人ひとりが障がいに対する関心を持ち、  
お互いに助け合いながら、  
安心して生活できる地域社会をつくりましょう



●案内図  
地域生活支援センター  
障がい者相談支援センター

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

## 障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

### ⑪心身障害者扶養共済制度について

心身障がい児(者)を扶養している人(保護者)が加入し、一定額の掛金を納付することにより、加入者が死亡または重度障がいになったとき、障がい児(者)に、一定の年金を生涯を通じて支給し生活の安定を図る制度です。

#### ●加入対象者

栃木県に住所がある65歳未満の健康な方で、次に掲げる心身障がい者(児)を扶養している方

- ・療育手帳の所持者、または知的障がい者(児)と判定された方
- ・身体障がいの程度が1～3級と判定された方
- ・その他、心身や身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方(例えば脳性マヒ、進行性筋萎縮症、じん臓疾患などの内部障がい、自閉症、精神病などの障がい者)

#### ●加入口数

2口まで加入できます。(1口につき月額20,000円が支給されます)

#### ●申請に必要なもの(申請書等は社会福祉課窓口にあります)

- ・心身障害者扶養共済加入等申込書
- ・障がいを証明する書類(手帳の写し等)
- ・住民票の写し
- ・申込者告知書等